

さあスタート!!

新しい国民年金

新国民年金法——4月1日から

年金法改正の要点

新国民年金法は、昭和六十年四月一日から施行されます。改正についての説明は、すでに広報でお知らせしたとおりです。今回は要点について述べてみます。

① 基礎年金の導入による制度の再編成

国民年金は、厚生年金、共済年金等の共通の基礎年金となり、各年金制度間の格差及び制度基盤の不安定など、これまでの制度の分立に伴って生じていた問題を解決し、長期的に安定した制度へと再編成することにあります。

② 給付の適正化と負担の適正化

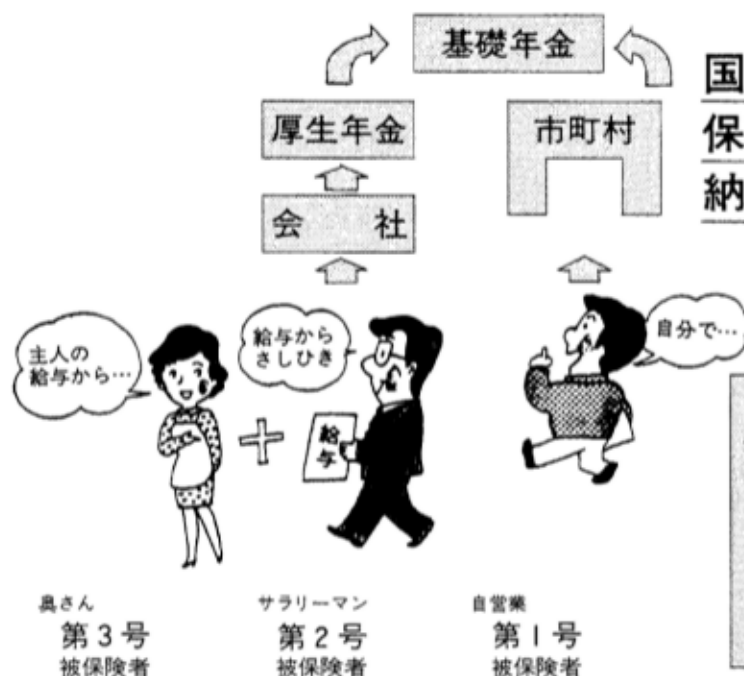
今後発生する年金の給付水準を徐々に適正化し、現役勤労者の所得水準とのバランスがとれたものとするにありまします。これにより将来の負担についても相当程度軽減できることとされています。

③ 婦人の年金権の確立

基礎年金の導入によりすべての婦人に独自の年金権を保

障するとともに世帯として適正な水準を確保すること。
(昭和六十年八月号、九月号広報に詳細掲載)

国民年金の保険料の納め方



サラリーマンの妻で現在国民年金（他の公的年金）に加入していない20歳から59歳までの女性の方へ

四月から 新年金がスタート!

国民年金は、昭和六十一年四月から改正されます。今回の改正で厚生年金または船員保険の加入者である夫から扶養されている妻は、国民年金の保険料を納めなくても老齢基礎年金等の年金を受けることができますようになりました。

大切な届出です

お忘れなく!

国民年金の改正後は、厚生年金または船員保険の加入者に扶養されている妻は、全員が国民年金の被保険者となります。このような被保険者を、第三号被保険者といいますが、第三号被保険者として取り扱われるためには、届出を確定を受けることが必要となります。この届出を忘れず、将来年金を受けられなくなったりしますので、十分注意して下さい。

※なお、妻により扶養されている夫の場合も同様です。妻により扶養されている夫の場合は「夫」を「妻」と、「妻」を「夫」と読み替えて下さい。